

経済システムのデッサン（上） —— その機能と再編

金融研究部 上席主任研究員 川北 英隆

<要 旨>

1. 日本の社会・経済が本稿の分析対象である。社会・経済もシステムの一つであり、システムを構成している機能を分析することが、社会・経済を考えるうえで有効になる。
2. システムが全く自由に働くことはありえない。まず、システムに対する外部からの制約を抽出しなければならない。また、システムには内部階層があり、それぞれの階層はその他の階層を制約する。
3. 戦後、日本の社会・経済システムは「欧米の富」という目標によって統一されていた。行政が金融システムを経由して、具体的な目標を産業システムに伝達した。しかも、企業グループ間の競争があった。
欧米の「富」を実現したことによって、社会・経済システムの統一性は喪失された。現在、抽象的な「富」だけが社会・経済の目標であり、「富」を生み出すための仕組みは「よけいな世話」のようである。しかし、統一性のための仕組みがなければ、社会・経済システム全体として、「富」を効率的に達成することは困難である。
4. 社会・経済システムの要素である国家と企業を分析すると、委託と受託の関係から成立している。また、委託者は受託者をモニターしている。委託と受託の関係を明確化し、事後的に評価できるための仕組みが必要になる。
(以上、今月号)

5. 金融仲介機能は変化している。証券化という、金融機能をサブ機能に分解し、再編成する動きが1つである。また、機関投資家の投資仲介機能と銀行などの金融仲介機能の接近が1つである。これらは委託と受託の関係を明確化する動きでもある。

一方、決済機能については、金融仲介機能と峻別する必要性が高まっている。預金という金融商品の見直しでもある。

6. 今後の社会・経済システムとしての統一性は、事後的な規制を主とするものである。委託者の自己責任原則であり、受託者に対するモニターであり、その委託と受託の正常な関係を社会的に補助する仕組みである。

(以上、来月号)

目次

I 問題意識

II 分析の視点

III 戦後日本の社会・経済システムとその変質

1. システムを統一する仕組み

2. 統一性の喪失

IV 社会システムの仕組み

1. 国家システム

2. 企業システム

3. 委託と受託

(以上、今月号)

V 金融システムのデッサン

1. 金融仲介機能と証券化

2. 機関投資家と投資システム

3. 銀行の役割と決済機能

4. 新たな金融システムに何が必要か

VI 結語

(以上、来月号)

I 問題意識

まず最初に、本稿の視点について少し説明しておきたい。というのも、Gödel（ゲーデル）の不完全性定理を援用すれば、どんな現象であろうとも、主観を完全に排除して述べることができないからである。仮定もしくは視点ともいうべき信念が少なくとも1つは必要であり、本稿もその例外ではない。

1. 「システム」について

「システム」という言葉を聞いたとき、何を思い描くであろうか。ある人にとってはコンピュータ・システムであるし、ある人にとっては人と人

との結び付き（すなわち社会システム）であったり、さらにある人にとっては人とモノ（場合によっては地球や太陽などの天体を含む物理現象）の相互関係であったりする。このようにシステムという言葉はまちまちに使われてきた。

しかし、それぞれの「システム」という言葉がまちまちの意味を持っているように見えるのは、それぞれのシステムを分析し、表現できる深さ（人の能力）が異なるからである。システムの対象が、たとえばコンピュータ・システムを作り上げるのと同じ深さで分析でき、表現できるのであれば、社会システムであれ、物理的なシステムであれ、生物的なシステムであれ、すべてはコンピュータ処理用のプログラム言語に加工できる。

もちろん、すべてのシステムをプログラム言語に加工できるというのは仮定のうえでの話でしかない。とはいえ、最近ではあらゆるシステムの分野で、それぞれの専門家がシステムを簡易的に表現できる「モデル」を作り上げ、コンピュータでシミュレーションを試みている。

2. システムのデッサンについて

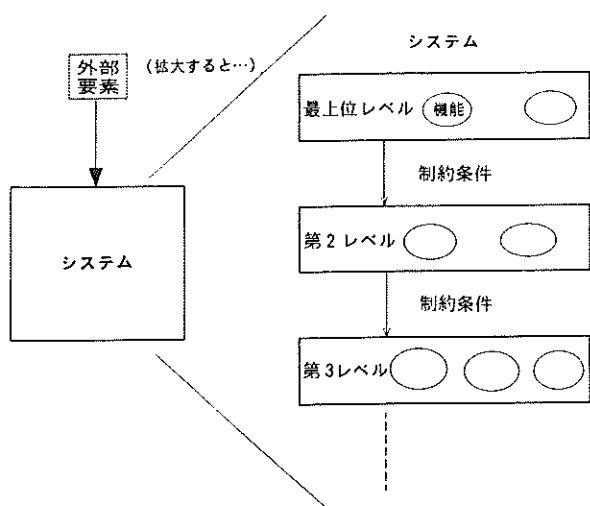
モデルを作り上げる作業（モデリング）は、社会現象、物理現象、生物現象などを観察し、抽象化し、その結果を表現するという、一連の作業で成り立っている。すなわち、景色や静物や人物を観察して、それをキャンバスに描く作業と同じである。ということは、作業者がミケランジェロであるのかピカソであるのか、はたまた近所のオジさん・オバさんであるのかによって、出来栄は大いに違ってくる。

本稿はシステムのなかでも社会・経済システムを主な対象としたデッサンであり、とりわけ日本の経済システムをメイン・ターゲットにしている。今後の課題として、デッサンを絵に仕上げるという作業が残されているが、金融の分野について少し絵の具を使ってみた。

デッサンの流儀は Jacobson (1994) を意識したものである。この流儀を一口でいえば、システムはいくつかの機能とその相互関係によって構成され、さらに外部の影響にさらされているという点に着目したものである。

この流儀に基づいて、現実のシステムを観察し、それを構成している主要な機能を抽出し、その機能の組み合わせと情報の交換を分析することによって、システムの本質をデッサンしようとした (図1 参照)。デッサンの結果をどのように使うかは自由であり、創意工夫に委ねられている。2章で、デッサンの方法について、必要な範囲でもう少し述べる。

図-1 システムを分析する視点



Jacobson の方法はコンピュータ・システムへの利用を意図したものであるが、斯界に特有のものでないだろう。経済システムの一部を構成している金融システムでは、たとえば銀行業務の分析や証券化 (securitization) 技術において、すでに用いられていた思考方法である。会社という組織の機能をコーポレート・ガバナンス (corporate governance) の視点で議論するときにも、同様のアプローチが試みられている。これらの点については5章で具体的に述べたい。

要するに、異なったシステムにおいて独自に発

達してきた分析手法が、結局は同じようなパターンに到達している。これは偶然ではなく、興味ある事実と思える。しかし、この点は本稿の趣旨から少し外れるので、深入りをしない。

3. デッサンの目的

社会・経済システムをデッサンしようとした目的は2つあった。

1つは、社会・経済システムには社会の構成員の意図が反映されているはずであるが、はたして、その意図と実際のシステムとがうまくかみ合っているかどうかを描きたいということであった。この背景には、紙上をにぎわしている金融システムはもちろんのこと、どうも社会・経済システム全体が混乱しているという直感があった。

もう1つは、もしも社会の構成員の意図が現実とうまくかみ合っていないのなら、かみ合わせるためにどのような工夫が必要なのかを描きたいということであった。社会・経済システムのデッサンを、社会・経済システムの改善のために使いたかったのである。

近所のオジさんはどこまでいっても近所のオジさんでしかないが、とりあえずデッサンし、それが社会・経済システムに対する認識の一步になればいいと思っている。

4. 本稿の構成

1章では、問題意識、システムと機能、システムの外部というような概念を述べた。

2章では、システムを分析する手法について、とくに機能と制約について述べる。

3章では、戦後の日本の社会・経済システムを振り返り、システムに統一性があったこと、その統一性が現在は失われたことを示す。

4章では、社会・経済システムの骨格としての国家システムと企業システムを概括し、委託と受

託の関係がポイントであることを示す。

5章では、社会・経済システムの例として金融システムをとりあげる。金融仲介機能、機関投資家の機能、決済機能がどのようなサブ・システムによって成り立っているのかをみるとともに、それらの機能の変革と、将来の姿を考える。

6章はまとめである。

II 分析の視点

システムを分析する視点は図1に示されている。この章での説明は図1に基づいたものである。

ポイントは3つある。1つは、「システムの外部にあって、システムの活動を制約する要素」を想定することである。この要素を、以下では「外部要素」と呼ぶことにする。次に、システムが機能によって構成されていると考えることである。もう1つは、システムを構成する機能間に階層を設けることである。システムにおける機能間の階層は、システム全体の活動の範囲（すなわち制約）と目的を反映したものとなる。

なお、この章での以下の説明はスキップしてさしつかえない。

1. システムを構成する「機能」

Jacobsonの方法と、それを社会・経済システムの分析にどのように用いようとしているのかについて、もう少し具体的にしておきたい。

この方法が分析の対象とする機能とは、システムを特徴づける動作（情報収集や意思決などの行動）を把握するための道具立て（概念）である。また機能には、それに関連する副次的な動作が含まれる。

たとえば、「計画を立てる」とか「計画を実行する」とか「計画を実行した結果を評価する」とかが、機能のいくつかの例である。しかし、これ

だけでは機能を十分に把握できない。具体的に資産運用というシステムを考えると、「計画を立てる」には、資金量、運用期間、運用対象、目標とする収益率と許容できる損失の範囲などを決め、それに基づいて運用対象に関連するさまざまな情報を収集するというように、副次的な動作が必要となろう。

さらにいえば、これらの副次的な動作も機能として把握することが可能である。上の例で「資金量を決める」には、自己の収入と支出、現在の資産に関する情報を集め、それらを分析しなければならないだろう。

2. システムの内と外、外部要素

システムを構成する機能の抽出にはいくつかの方法が考えられようが、そのなかで Jacobsonの方法の大きな特色は、システムの外側から影響を与える機関（組織、者、その他のシステム）の存在を考慮する点にある。この機関もシステムに対して一種の機能を提供していることにちがいはないが、とりあえずはその機能の詳細を分析の対象としないという意味で、システムの外側にあると表現できるのである。

この「システムの外部にあって、そのシステムの活動に影響を与える機関」、もしくは「システムの活動を制約する要素のうちで、システムの外側の機関から与えられるもの」を、本稿では「外部要素」と呼ぶわけである。

外部要素は分析の主対象となるシステムに対して、システムの目的を含め、制約条件を与えることになる。つまり、「分析の対象となるシステムが、外部から何らの影響も受けずにまったく自由に動作する」状態はありえないと想定することになる。

たとえば、世界の経済というシステムは「地球の限りある資源」という制約を前提に活動している。その「地球の限りある資源」という制約をよ

り明確に意識し、「地球環境の保持」を経済活動の目的の1つとすることも可能であろう。この意味で、世界の経済システムにとって、「地球の限りある資源」は外部要素である。世界の経済システムの一部を形成している（正確にはサブ・システムと表現できる）日本の経済システムにとって、もまた、「地球の限りある資源」は外部要素である。

同様に、日本の社会・経済というシステムの制約の1つに「日本国憲法」がある。日本国内で「日本国憲法」にもとる経済活動は許されないし、むしろ「日本国憲法」の精神の達成を目的に社会・経済システムは具体的な活動を行っている。

しかし、「日本国憲法」という制約は絶対的なものではない。日本の社会・経済システムは「日本国憲法」の条文に則して「日本国憲法」を変えられることができるのである。とはいえ、現実の「日本国憲法」は変えられたことがない。実現したことといえば、条文の解釈が社会環境に則して変質してきたことであろう。ある意味で、外部要素とシステムが双方向に情報を交換し、時間の経過にしたがって情報の内容が少しずつ変化していった結果だと考えられる。

このように、「日本国憲法」という外部要素から得られる情報は変質していくかもしれないが、短い時間で考えれば、その変質をあまり気にする必要はなかろう。この意味で、限定付きの外部要素と呼べるかもしれない。

外部要素を想定するという方法をとらずに、外部要素をシステム内部に取り込むことも可能である。しかし、外部要素をシステムの内部に取り込めば分析すべき範囲が拡大するし、さらに分析が複雑になろう。「地球の限りある資源」や「日本国憲法」までもシステムに取り入れて分析することを想定すれば、分析に要する作業量と、分析結果の妥当性を確認するための労力の大きさが推察できよう。逆に外部要素の存在を認めたとうえで、その外部要素の役割をほぼ無条件にシステム分析

に取り入れることは、システム全体の制約や目的を常に意識することにつながり、分析の有効性と現実性を増そう。

3. システムの内部階層

制約や目的は外部から与えられるだけでなく、システムの内部でも作られる。システムの内部で作られた制約や目的は（少なくともそれらの一部は）、システムを構成しているさまざまな機能の自由な動作を、一方的かつ一時的に制約することが多い。

「一方的」という意味は、まず最初にシステム内部で特定の機能が制約を生み出し、その制約に基づいて、その他の機能が動作するというのである。制約の生成と、その制約に基づく動作とが1セットになっている。

「一時的」という意味は、特定の機能がシステム内部で生み出す制約は、時間の経過とともに変化するという事実を反映している。上で述べた1セットの動作が終わった後、次の制約が生み出される。しかし、その新たな制約は直前に完了した1セットの動作の結果を反映したものにならざるをえないがゆえに、最初のものと異なるのが通常だからである。

以上の一連の動作を時間を長くして観察すれば、制約を生み出す機能と、その制約に基づいて動作するその他の機能とは双方向に情報を交換し、影響を及ぼしあっていることになる。その情報交換は同時でなく、逐次的である点に特徴がある。

言い換えれば、システム内部で制約を生み出す機能は、その制約に基づいて動作するその他の機能に対して、短期的に外部要素的な役割を果たすのである。しかし、この外部要素的な機能は相対的なものである。時間の経過とともに、システムに対するこの外部要素的な影響の大きさと方向は相当程度変化していかざるをえないからである。

さらに、システム内部でのこのような情報交換

の関係を別の角度からみれば、機能間に上下関係が形成されているとも認識できよう。制約（もしくは制約と同等の動作）を生み出す機能が上位にあり、下位の機能は上位の機能（すなわち制約）が生み出した結果に基づいて動作するのである。そして、下位の機能が生み出した結果は上位の機能に伝えられ、次のステップにおいて上位の機能を制約する要素の1つとなる。

このようなシステム内部の上下関係は、メイン・システムとサブ・システムの関係でもある。また、サブ・システムが1つである必然性はない。通常、システムの上下関係は何層にもなっている。

もう1点、システム内部での情報交換という観点からみれば、システム内で形成された上下関係は、システム全体の動作に統一性を与える原動力である。会社というシステムを思い描けば、この点は明らかであろう。さらに、外部要素が強い情報を与え、システムの動作を制約しているならば、システム全体の統一性は強まろう。

Ⅲ 戦後日本の社会・経済システムとその変質

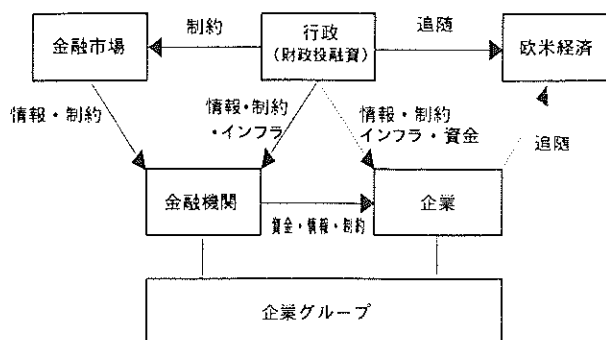
社会・経済システムのデッサンを描く前に、現象としての戦後日本の社会・経済というシステムを簡単に振り返っておきたい。この目的は、システムが成り立っていた仕組みと、その変質をさぐることにある。なお、冒頭に述べたように、たんに現象をみるだけだとしても、主観が混入せざるをえない点には留意が必要である。

なお、この章の分析は大略、図2に基づいている。

1. システムを統一する仕組み

戦後日本の社会・経済システムの最大の特徴は欧米という目標の存在と、それに基づく国（正確には行政）による指導性であろう。これによって、

図-2 戦後の経済システム



システムの統一性が達成されたのである。同時に、戦前の財閥に代わって企業グループが形成され、経済・社会システムの内部で激しい競争が展開され、システムの活力が維持された。いわば、統一と競争の共存である。以下では、主要なサブ・システムに焦点を当てて、この点を説明する。

(1) 産業システム

産業政策（言い換えれば産業システム）が行政のメイン・テーマであった。敗戦によって壊滅的な打撃を受けた経済を復興し、欧米と対等に競争できることを夢見て（目的に）、欧米を手本にした産業のビジョンが行政主導で描き続けられた。また、それに則した産業の育成と指導に、資金をはじめとする経済資源が注がれたのである。

欧米と同じような経済的な「富」と、その「富」を生み出している「1セットの産業」を日本国内に保有するという目標が、行政という外部要素によって設定されたのである。また、それが戦後の産業システムに統一性をもたらしたのである。

電力や鉄道といった公益産業はもちろんのこと、重化学工業や石油精製などの基幹産業に対しても、設備計画や輸出入政策をはじめとしてさまざまな形で行政が関与した。このような状態が戦後経済のなかで長らく続き、一部の業界では現在も名残がある。周知のように、そのような名残が「規制緩和」の対象となっている。

(2) 金融システム

金融もまた、産業システムをバックアップする目的で、育成の対象とされた。復興と成長のために設備投資を行うには資金がともなわなければならない。しかし、当時の資金力（とくに個人の資金）からすれば、行政による産業政策を実現するのに十分な資金が、何の政策もなしに供給されるとは期待できなかった。逆に、資金という資源が十分になかったことは、資金配分に対する介入が社会・経済システムのコントロール手段として有効に作用することを意味していた。

ところで、円滑な資金供給のためには、金融制度（金融システム）を整備する必要性が高かった。金融システムは社会・経済システムのサブ・システムでもある。

具体的には、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、証券会社の業務分担が峻別され、規制された。戦前から業務分担が明確になっていた生命保険会社と損害保険会社とをあわせて、いわゆる金融業務の垣根が作り上げられたのである。

このような金融制度が行政主導（法律の制定と行政指導）によって作り上げられたことはいまでもない。しかも、その後の金融システムの運営も、日本銀行（中央銀行）を頂点とする統一性の強いものにまとめ上げられていったのである。

諸外国においても中央銀行は金融システムの頂点にあり、金利や資金供給量のコントロールを行っている。しかし日本の場合、金融市場を用いずに、直接に金利規制（主に臨時金利調整法に基づく規制）と資金量調整（代表的には窓口規制による市中銀行の貸出量調整）を行った点に特徴があった。日本銀行がこのような直接手段を有していた分だけ、金融システムの統一性をより強く達成できたのである。

行政の意図を反映した金融システムは、政策金融機関として政府系金融機関（代表的には日本輸出入銀行、日本開発銀行）が設立されたことによって一段と強化された。政府系金融機関が産業や企

業に「お墨付き」を与え、その「お墨付き」を信じて市中銀行が資金供給を行ったのである。さらに、この政府系金融機関は、次に述べる財政投融資システムに組み込まれていた。

(3) 財政投融資システム

財政投融資システムは、敗戦後から 1965 年までタブーであった国債の代替手段として活用された。財政投融資システムのための資金調達は、郵便局（郵便貯金、簡易保険）や、新たに作り上げられた公的年金システムという仕組み（受け皿）に委ねられた。この受け皿に集まった資金は、その大部分が資金運用部にいったん集中された後、政府系金融機関や財政投融資機関に供給され、行政の意図にそって用いられた。

このような財政投融資システムに集まった資金は長期安定という性質を有していたため、そもそもは公的なインフラストラクチャの構築に適した資金であろう。しかしながら、その資金の一部は政府系金融機関にも流れ、行政の意図にそって民間の産業活動（設備投資や輸出基盤の整備）を支えたのである。民間に資金が流れたとしても、国民経済の発展という行政の意図と民間の産業活動が合致していたことからすれば、実質的な意味で、財政投融資資金は公的なインフラストラクチャの整備に用いられたことになる。

この点を言い換えれば、財政投融資システムは、公的金融システムやインフラストラクチャの構築によって産業システムを補完することに重点をおいていたわけではなかったことになる。むしろ、欧米経済システムと同様のシステムの構築と、それに基づく「富」の実現に向けて、民間の経済活動を誘導することに本来の目的があったと思える。

(4) 企業グループと競争

産業システムや金融システムは、経済の復興と成長を目標とする行政の統一的なスタンスに基づいて機能を発揮したものの、それによって民間の

経済活動の競争が抑制されたわけでない。むしろ、競争的な側面を指摘できよう。その1つが、企業グループ間の競争である。

敗戦とその後のGHQの支配によって、戦前の財閥組織が解体された。しかし、旧財閥系の銀行を中心として、すぐに企業グループ（代表として公正取引委員会が調査対象としている銀行系列の6大企業集団）が再編成されていった。企業グループとは、個別の企業（企業システム）を統合するシステムとしてとらえることができよう。

その新たな企業グループ間で激しい設備投資競争が展開された。行政が重点育成に努めた「1セットの産業」を企業グループ内で保有し、経済活動規模の拡大とグループ内でのシナジー効果をめざすことによって、企業グループ全体の繁栄を図ったのである。このため、企業グループ間で激しい競争が展開され、その競争を調整するための行政の役割も必要となった。

言い換えれば、企業グループ内の結束、企業グループ間の競争、行政による統一が戦後の日本における経済システムの特徴だったことになる。また、このような企業グループ間の競争は、欧米と同じ「1セットの産業」を国内に保有して自己完結した社会・経済システムを作り上げようとした、日本の戦後政策の縮小版でもあろう。

もう1点付け加えれば、企業グループの結束に金融システムが果たした役割は小さくないだろう。金融機関が「株式持ち合い」の核として機能発揮したのは、その例である。しかし、社会・経済システムという観点からみてより重要なことは、金融機関が行政の指導のもとに活動しつつ、その行政の意図をグループ企業に伝達することによって、あたかも企業グループ全体に対する「行政機関」として機能発揮した点である。

すなわち、金融機関は行政の意思（設備投資の可否、タイミングなど）をグループ企業に伝達し、グループ内での統一性の達成をめざしたのである。この意味でも、企業グループは社会・経済システ

ム全体の縮小版であった。さらに、金融機関は行政の意思だけでなく、自己の意思もグループ企業に伝えたのである。

企業グループにおける金融機関の指導力は、資金が貴重な資源であり、潜在的に需要過多の状態にあったという事実によって裏付けられていた。この点も、社会・経済システム全体のコントロール手段として、行政が金融システムを重視したのと同じである。

金融機関は行政や自己の意思を伝達して企業行動を制約したわけであるが、それはまた、金融機関がメインバンクとして企業行動を事前にモニターするという機能の主要な部分でもあった。一方、企業が破綻した場合に金融機関が事後的に責任を負うという慣行は、金融機関の指導力をグループの内外にアピールするための手段であっただろう。

(5) 個人

企業グループによる競争状態は、個人にとっても同じように出現した。戦後の復興と成長とは、裏を返せば戦前の秩序が緩んだ状態であり、新しい秩序が求められたことを意味する。行政の影響力も個人の段階までは、直接には及ばなかった。個人は競争によって地位を獲得しなければならなかったのである。

個人事業主はもちろんそうである。一方、企業の従業員も、所属している企業自身が競争にさらされているから、やはり競争しなければならなかった。企業が成長しさえすれば企業内での地位は潤沢になっただろうが、そのような理想の状態に到達するためには、企業間（大企業にあっては企業グループ間）の競争に打ち勝つことが大前提となったのである。

(6) 統一と競争の達成

以上をまとめれば、戦後の社会・経済システムは産業システム、金融システム、財政投融资システム、公的年金システムなどのサブ・システムに

よって構成されてきた。それらのサブ・システムは行政によってたばねられ、統一のかつ合目的に機能を発揮するような仕組みにあったといえよう。

さらに、産業システムや金融システムは企業システムを構成要素として有しているが、大企業は企業グループを構成し、そのグループを間にはさんで産業システムや金融システムと係わってきた。産業システムや金融システムの内部では、それらの企業グループを核とする競争が展開されたのである。

このような統一と競争という状態が同時に達成されたのは、欧米という目標があったからであろう。もちろん、それ以外にも、当時から個人の知識水準が高かったとか、戦前からの産業技術の蓄積があったからというような、日本特有の要素も好ましい影響を与えたであろう。また、組織に対する帰属意識やそれに基づく勤労意欲の高さも指摘すべきであろう。

さらにいえば、戦後の社会・経済システムは戦前の延長線上にあったと考えられる。黒船による欧米列強に対する認識、富国強兵政策、そして昭和の戦時体制のすべては、日本の社会・経済システムに統一性をもたらしたが、それらに共通するキー・ワードは「欧米」だったのである。つまり、すべは鎖国によって築き上げた江戸時代の「日本の文化」を「欧米風」に作り直す過程にあり、この意味で戦後の社会・経済システムが目標としてかかげたものと大差あるまい。

しかも、戦前も財閥をはじめとする企業間の激しい競争があり、これがシステム内部の活力を維持していたのである。戦後の企業グループが財閥を核としていることは先に述べたとおりであるが、それらの企業グループが激しい競争を展開したことは、戦前の状況からして当然だったといえよう。

(7) 戦後の統一システムの成功

敗戦によってに再出発した日本の社会・経済シ

ステムは、統一と競争の共存という仕組みによって、驚異的な成功をおさめた。統一だけであっても、競争だけであっても、はたしてこのような成功が再現できるかどうかは疑問である。

社会・経済システムの統一性を標榜していたソビエト連邦と、それを取り巻いていた東欧社会主義圏が崩壊したのは記憶に新しい。中国は社会主義という統一性の高いシステムのなかに競争原理を取り入れ、経済発展を達成している。

他方、戦後日本の社会・経済システムにおいて競争だけが強調され、統一性を欠いていたとした場合、限りある社会資源の有効活用が図れたかどうかは疑問である。たとえば、計画的かつ政策的な資金配分への誘導、公的インフラストラクチャの構築について、統一性が有効だった点は認めざるをえないであろう。

2. 統一性の喪失

では、現在の日本の社会・経済システムの状態は、「富」という観点から評価して、戦後に作り上げられた高い効率性のままなのだろうか。

(1) 統一性の喪失

確実にいえるのは、現在のシステムのなかで、「欧米」という目標が薄れてしまったことである。個別の経済分野では依然として「欧米」という目標が残っている場合もあるだろうが、社会・経済システム全体としてみれば、そのような目標はもはやないと考えたほうがいだろう。

一方、社会・経済システム全体の目標として「欧米」に代わるものがあるかといえば、それを見いだすことも困難である。一般に「多様な価値観」が強調され、尊重されようとしている。これは、社会・経済に共通の目標（価値観）を設定することを拒否するものである。

しかし、日本の社会・経済システムそのもの（つまりは日本という国）を否定しようという動

きはない。現在の社会・経済システムが生み出している「富（付加価値）」は肯定されているし、富の低下（すなわち不況）に対する拒絶反応は強い。「欧米のような」という形容詞が付いていない、「富」そのものが社会・経済システムの目標となってしまったかのようである。

一方で、規制緩和、自由、ボヘミアンというような言葉の氾濫は、富を得るための社会経済の仕組み（具体的な仕組み）は「よけいなお世話」であり、邪魔だという意識が国民に強いことを示しているようである。富と自由度の両立という、いわば金も時間も、欲しいものは何でも手に入り、一方で小うるさいものが一切ない生活を望んでいるのだろう。

社会・経済システムのこのような現状の是非を問う前に、まずその影響をみてみたい。

(2) 統一性喪失の影響

統一目標が失われてしまったという事実は、社会・経済活動にさまざまな影響をもたらしているようだ。

直接に影響を受けたのは行政であろう。戦後の社会・経済システムが「欧米」という目標をかかげ、その目標の具体化に行政が多大な役割を演じたとすれば、そのような統一目標を喪失した後の行政の役割が疑問視されるのは当然の成り行きである。

行政改革や規制緩和はそのような疑問の具体的な表現であろう。行政によって統一性を保持してきたさまざまなサブ・システムが、今後は自分の意思で活動したいと主張しているのである。行政が今後も統一性に向けた活動をするのであれば、むしろそれを「よけいなお世話」と評価し、そのような「よけいなお世話」のために税金を支払いたくないと主張しているのである。

同じことは、企業グループや企業システムでも生じている。その典型が金融機関の指導力の低下である。日本経済の水準が欧米に追いつくとも

に経済成長率が低下し、資金の貴重性が低減した。その結果は、貴重な資金をとり仕切ってきた金融機関の相対的な地位を引き下げたし、資金を金融機関にとり仕切らせる理由も消滅させたのである。一口にいえば、金融自由化の流れである。

第1次石油危機以降に企業が実施した減量経営は、この金融機関の地位低下の始まりである。大企業が銀行借入でなくエクイティ・ファイナンスや内外の社債市場で自由に（コスト、発行規則、手続きの繁雑さという制約をあまり受けずに）資金調達できるまでに自由度を得たことは、金融機関の資金供給機能が絶対的な力（指導力）をもたなくなった象徴である。かつて企業が頼っていた金融機関の機能を、市場が代替できるようになったのである。

もちろん、旧財閥系を代表とする企業グループのなかでは、企業間の結束が保たれており、金融機関の地位は保全されているように見える。しかし、一般企業の格付けと比較して、金融機関のランクが低下している事実は、金融機関の力が企業グループ内でも潜在的に低下していることを示してはいないだろうか。

以上のような金融機関の地位の低下は、金融自由化の過程において金融機関と行政の関係が変化してきたことに典型的である。むしろ、企業グループ内における金融機関の地位の変化よりも、行政との関係の変化の方がより本質的であろう。

金融自由化とは、行政の意思に制約されずに金融機関が自由に行動できることを保証するものである。見方を変えれば、戦後の社会・経済システムに特徴的だった、金融機関を仲介した情報の流れが放棄されたことになる。すなわち、行政から金融機関へと情報を伝達し、片方で金融機関と企業の力関係も利用しながら、金融政策と産業政策の統一性を確保してきた情報の流れが必然ではなくなったのである。

ところで、戦後の社会・経済システムに特徴的だったこの情報の流れは、比喩的にいえば金融機

関が行政の機能を代行していたことになる。一方で、行政の機能を代行する手数料として、金融機関の業務に一定の収益が保証されていたのである。しかし、金融自由化によって、行政機能の代行という役割が免除されたことは、そのような収益の保証もなくなったことを意味する。預金金利や手数料率の自由化は、収益の保証がなくなったことの具体的表現である。

企業システムの視点から金融自由化後の状態を考えれば、次のようになろう。すなわち、企業（とくに大企業）は金融機関を仲介して資金を調達しなければならないという束縛（制約）から解放され、行政の「よけいな世話」を受けることもなく、自由に行動できるようになった。

しかも、「株式持ち合い」という上場会社の相互扶助の仕組みがほぼ従来のままで存続しているから、株主の目や声を意識する必要性にも乏しい。従業員も労働組合も、終身雇用や年功序列賃金制度の枠組みのなかで、経営との一体性が強いいため、よほどのことがないかぎり経営陣の行動に異議をさしはさまないであろう。株主や従業員にとって、とりあえず我慢した方が金銭的に得だ（少なくとも過去には得だった）からである。

いずれの観点からみても、経営陣は思うがままに企業を操縦できるようになった。このことは経営陣にとって喜ばしいようにみえる。しかし、本当にそうであろうか。

少なくとも、ミクロ（経営陣）とマクロ（社会・経済システム）とでは認識の相違がありそうである。

たとえば、企業システムは社会・経済システムのサブ・システムであるにもかかわらず、一般に考えられている社会・経済システムの存在意義（たとえば「富」を得るためにシステムが存在するというような意義）と経営陣の意識との乖離を予防するための仕組みが確保されていない。このため、社会・経済システムの不利益になるように企業が操縦されてしまう可能性を否定できないの

である。

メイン・システムとサブ・システムの乖離を修正する仕組みとして市場原理に期待をかけたいものの、少なくとも「株式持ち合い」を前提とした株式市場と、従業員と経営が一体となった（そして労働力の流動性を保証する企業外の仕組みに乏しい）労働市場においては、期待どおりに市場原理は機能しない。株主に対する不利益も、従業員に対する不利益も、その程度が著しく大きくならないかぎり、経営陣の方針を修正させる力として働かないのである。

戦後の経済発展の過程で、個人の多くは都市に移動し、サラリーマン化した。現在も、多くの個人はサラリーマンとして企業システムのなかに組み込まれている。しかし、企業システムが社会・経済システムと乖離する可能性を秘めているのなら、企業内での個人のサラリーマンとしての行動も、「社会・経済システムの論理と目的に照らして」正当に評価される保証がないことになる。企業固有の論理に基づいて評価されてしまうかもしれないのである。その結果、ここでもマクロとミクロの乖離が生じうる。

その他、統一性の喪失は政治システムにも影響を与えている。榊原（1993）によれば、本来は国（国民）を意識すべき政治が、選挙区という地域地盤を意識したものに变质しているという。行政による統一性が存在しなければ、そのような地域を重視した「国政」が本来の国政の役割を発揮せず、地域間で齟齬を生み出しかねない。たとえば、一般会計制度や財政投融资システムを通じた所得の再分配過程において、国としての最適な配分が阻害されてしまう可能性を否定できない。

また、教育も例外ではあるまい。論理や思考ではなく知識に重点をおいた現在の教育システムにおいては、社会・経済システムのなかでの個人や組織の位置づけを意識させるという、教育の重要な役割が放棄されかねない。しかしその危険性も、社会・経済システムの統一性が喪失された現在、

あまり大きな損失として意識されないであろう。知識が「富」に直結しさえすればそれで十分なのである。

もちろん、このような教育システムには、企業経営と同様、マクロとミクロにおける認識の乖離という危険性も潜んでいる。マクロの視点から「富」という尺度で図ってみると、合理的な教育制度でなかった、という結果になりかねないのである。

(3) 新たな統一性の必要について

「現在の日本の社会・経済システムに意義があるとすれば、それは富を生み出すからである。それ以外の点に何ら意義はない。」このように考えれば、現在の一般的な風潮を矛盾なく説明できる。このような風潮にあっては「富」を生み出す仕組みはどうでもよく、「富」という結果だけが重要なのである。

「富」を生み出すことが社会・経済システムの意義であるという点を是認したとしよう。それでも、「富」を生み出す仕組みについて社会的に何らの統一を図らずに、サブ・システムの自由意思に委ねてしまっているのだろうか、という疑問が残る。

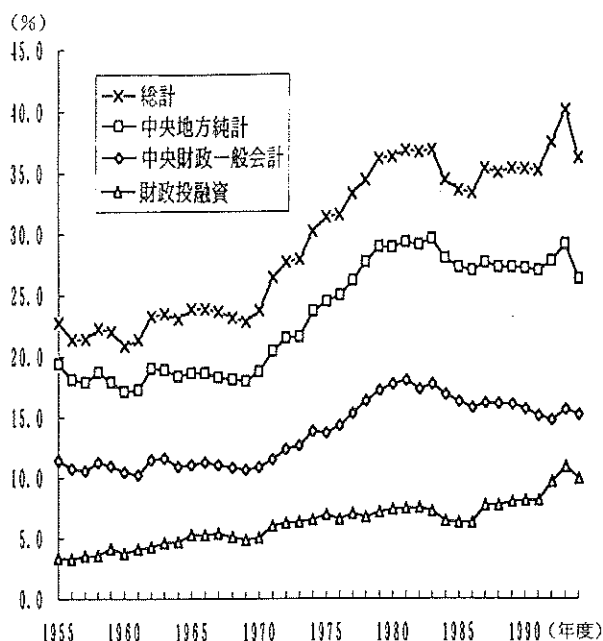
社会・経済システムのサブ・システム（ミクロ）が、各々にとって最適な行動を選択したとしても、それが社会・経済システム全体（マクロ）から評価してみた場合、必ずしも最適な行動になっていないというのが通常である。

一般の関心の外に投げ捨てられてしまった社会・経済システムの仕組みが、たまたまうまく機能してマクロとミクロを一致させることもありえよう。しかし、そのようには万時、好都合にできていないという事実はいくらでも指摘できる。先に述べた「株式持ち合い」、「労働市場」などはその例である。もう少しだけ、例示を加えておきたい。

まず、財政投融资システムについてである。このシステムは経済のインフラストラクチャの整備

と国民の生活レベルの向上をめざすための仕組みとして、政策的に導入され、機能してきた。しかし、国民所得の10%に達するまでに拡大を続けているシステムが、マクロの「富」という観点から合理性を保っているのかどうかである（図3）。財政投融资システムが政策的であるだけに、そのような政策資金を無駄にしないための、社会・経済的な仕組みが必要なのである。

図-3 財政の相対規模



(注) 中央・地方純計は重複を除いた合計。

財政は、1993年度まで決算数値。1994年度は補正後（中央財政一般会計）もしくは当初予算・名目GNPに対する比率。

(出所) 日本銀行「経済統計年報」、その他資料に基づいて作成。

たとえば、財政投融资資金の供給は政策に基づいたものであるため、その供給のための条件は市場資金よりも使いやすく（低利もしくは安定的に）決められる。一方、調達のための条件は市場に準拠しなければならない（さもないと資金が集まらないか、強制的に集めた場合には不満が鬱積する）。この調達・供給条件のギャップを埋めてきたのが社会・経済システムの統一的な仕組み（それによる社会・経済的な効果）であった。しかし、少なくとも従来のような統一性が国民によって認知されなくなった現在、新たな仕組みを導入しな

ければ財政投融资システムに対する十分な理解は得られないだろう。財政投融资システムというミクロでの動作が、社会・経済システムというマクロからみて不適切な動作になりかねないのである。

次に民間の金融システムである。民間金融機関も企業であることにかわりない。とすれば、先に述べたような経営陣の思うがままの経営によって、マクロとミクロの乖離が生じうることになる。バブル崩壊以降の金融機関をめぐる事件や批判は、この乖離の実例であろう。

金融システムにおけるマクロとミクロの乖離を防ぐためには、市場原理の機能する仕組みを作ることがまず必要である。しかし、「株式持ち合い」や「労働市場」の現状からして今すぐに市場原理に期待するのは困難である。また、金融システムの公的な性質が高いとの認識が一般化していることからすれば、市場原理以外の新たな仕組みも要請されている。

とはいえ、金融システムに市場原理以外の新たな仕組みを導入するには考慮すべき点が多い。まず、金融システムの公的性質とは何かである。たとえば、銀行の機能として定義されている預金・貸出と決済のなかで、どのような（もしくはすべての）機能が公的なものであるのかという問題である。

また、「公的」とは何を意味しているのだろうか。銀行法の本質である「預金者保護」や、証券取引法の本質である「投資家保護」と、「公的」とはどこまで同じで、どこが違うのだろうか。少なくとも、金融技術や情報処理技術の発展は、戦後に作られた金融システムの再考を促している。現在の技術の発展を考慮した場合、従来の金融システムが将来にわたり最適である保証はまったくないからである。

もう1つは規制のあり方である。これは金融システムだけの問題ではない。現在の法規制体系は戦後の経済発展とともに整備されてきた。「欧米」という社会・経済システムの目標に向かって行政

が最適な経路を設定し、社会・経済システムのサブ・システムがその最適な経路を確実に選択するように、現在の法規制体系（正確には金融自由化や規制緩和の影響を受ける直前の法規制体系）は設定されてきた。いわゆる事前規制の体系である。

しかし、事前規制の体系が許容されるのは、社会・経済システムの目標が抽象レベルでも、具体レベルでも明確な場合であろう。すなわち、抽象的に「富」という目標があり、その「富」を達成するには「欧米」のような経済活動を行うことがもっとも確実な方法だとわかっていたから、後はそのための近道をうまく選択できるマニュアルを、法規制という形を用いて具体的に描けばよかったのである。

現在、「富」という目標はあるとしても、その具体的かつ統一的な目標は存在しない。このような状態では具体的なマニュアルは描けないのである。「何のための事前規制か」と問われても、ミクロのレベルでは答えられても、マクロのレベルで統一性と説得性のある答えは出せないのである。ここでもマクロとミクロの乖離が生じている。

むしろ、統一的かつ具体的な目標を事前に示すことは、社会・経済の活力をそいでしまう危険性さえある。社会全体の創造性の否定でもある。

以上をまとめておく。まず最初に、戦後の社会・経済システムにおいて経済活動の効率性を保証してきた仕組みを示した。しかし、戦後の経済・社会システムの仕組みとそれが生み出してきた結果は、将来の非効率性をもたらそうとしているようである。少なくとも従来のように効率的ではないだろう。

言い換えれば、社会・経済システムに新たな仕組みを導入しないかぎり、マクロとミクロの乖離がいたるところで発生し、社会・経済システム全体の混乱をもたらす危険性がある。

とはいえ、新たな仕組みさえ導入すればそれで十分だというものでもない。サブ・システムがそれぞれに適した新たな仕組みを自由に探し出し、

導入した場合、社会・経済システム全体として望ましい状態ができあがる保証はない。

だからといって、行政がすべてをマニュアル化して事前規制を導入する方法も、現在の日本の社会・経済システムでは賛同を得られそうにないし、逆効果だろう。これは先に指摘したとおりである。

望ましいのは、社会・経済システムの抽象的な目標（「富」でもいい）の効率的な達成を保証するような、新たな「仕組みに関するマニュアル」を作ることである。その「仕組みに関するマニュアル」の主要な部分は抽象的なものになるだろうが、法規制の形で十分表現できるだろう。つまり、抽象的なマニュアルとしての法規制は、新たな仕組みを統一するための仕組みでもある。この意味で統一的な概念を導入することにつながる。

その統一的な法規制の基本は、社会・経済システムのための新たな仕組みであり、それが機能したことにとまなう主要な結果を事後的に評価するものであろう。また、その法規制は具体的なマニュアルを基本的な意図としていないことから、事前の判断や事後評価の多くの部分については、法規制以外の仕組み（代表的には市場原理）に委ねられるであろう。

ところで、このような抽象的なマニュアルとしての法規制を作るために、まず社会・経済システムそのものを抽象的なレベルから分析する必要がある。次に、このような分析による社会・経済システムのデッサンを示しておきたい。

IV 社会システムの仕組み

現在の社会・経済システムを考えるうえで、まず必要となる基本単位は国家という組織（システム）と個人である。また、個人はモノの消費を前提として行動しているから、システムとしての経済（生産）活動を考慮し、その経済活動を支える金融活動も導入しなければならない。その後に、

国家と国家との関係、国家と個人の関係、個人と個人の関係、生産や金融のための組織などを考慮していけばいいだろう。以上のような社会・経済システムを分析する方法として Jacobson (1994) を選択したことは、1章で述べたとおりである。

1. 国家システム

日本の社会・経済システムの基本は、「日本国憲法」という外部要素が規定している。「日本国憲法」は日本の社会・経済システムの主要なサブ・システムである国家システムの基本理念（目標）を抽象的に表現し、規定している。2章で述べたように、「日本国憲法」も時間の経過とともに変化しうるが、ここでは外部要素として認識しておきたい。

国家システムに対する外部要素として、この他に国際機関、海外諸国、地球環境なども重要であるが、本稿では考慮しない。

さて、「日本国憲法」によれば、国家システムにおける主権は国民にある。国民の意思が国家システムの活動を規定しているのである。国民の主権が具体的なシステムのなかでどのように表現されるのかはともかくとして、すべての国民（個人）に平等に主権があるという国家システムは世界の主流となっている。現在の社会・経済システムを考えるうえで、それに異議をさしはさむ余地はない。

国民の主権は、日本という国家システムのなかでは、選挙権および被選挙権と、選挙結果に基づいて選出される議員、議員で構成される議会（国家の場合は国会）によって表現されていく。

国会（立法）は法律と国家予算を審議し、成立させるためのシステムである。法律が具体的な制度（すなわち具体的な社会・経済システム）の枠組みを形成する。予算は、法律という枠組みを前提としつつ、行政に具体的な行動に対する枠組みと制約を与えるための意思決定行為である。

行政は社会・経済システムを公的な（国家の）立場から稼働させるためのシステムである。行政の行動の枠組みが法律および予算という形で立法によって決定されることは、上で述べた。さらに、予算執行の結果（決算）も立法に提出される。行政は立法によってモニターされるのである。

立法が国民の主権を反映するような仕組みを有しているため、行政は国民によって間接的にモニターされていることになる。立法自身は選挙によって国民のモニターを直接受けるようになっている。

司法は、社会・経済システムの枠組みとしての法律の機能維持に関するシステムである。しかし、司法がそのような役割を能動的に果たすわけではない。社会・経済システムのなかで発生したイベントについて、国民（もしくは特定のシステム）が社会・経済システムの枠組みのうえで問題があると、司法システムに警告を発することによって、司法のモニターが開始される。司法に対しても国民は、限定的だがモニター権（最高裁判事の国民審査）を有している。

一方、国家システムを稼働させるには費用が必要になる。立法、行政、司法の各システムで直接発生する費用だけでなく、社会・経済システムの枠組み（公的インフラストラクチャ、社会保障など）を維持するための費用も必要である。これらの費用は主権を得ていることの対価として国民が負担すべきものであり、負担の方式は課税や保険料といった形態をとっている。また、負担のあり方は立法によって決定される。この意味で国民が間接的に費用の意思決定をしているのである。

国家システムは地方自治システムというサブ・システムを有している。地方自治システムは国家システムのミニチュア版であり、国民（正確には地域住民）が直接、間接のモニター権を有するとともに、地方自治システムを維持するための費用負担も行う。

また、地方自治システムは国家システムのサブ・システムであるため、国家システムの影響を受け

る。地方自治システムに対して、国家システムは外部要素として関係することになる。

ところで、国家システムが地方自治システムに与える影響は、意思決定とシステム維持費用の両面である。地方住民と国家システムのどちらの影響が重要か、整合性が保たれているのかどうか、これらの点については具体的なシステムを分析する必要があるものの、本稿の対象ではない。

以上のように、国家システムは立法、行政、司法の3つの機能（3権）に分かれ、互いに情報を交換している。しかも、立法をつかさどる国会という仕組みをもつことによって、国家システムの枠組みに国民の意思とモニターがより強く反映されるようになっている。むしろ、国民のモニターのあり方が、国家システムをうまく機能発揮させられるかどうかを左右するのである。

2. 企業システム

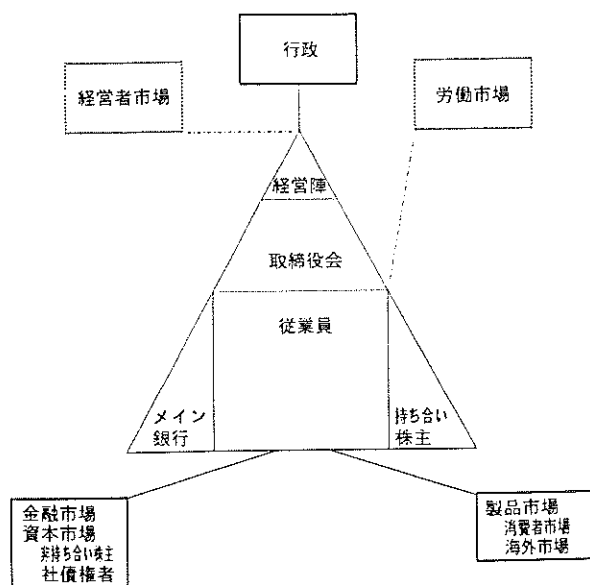
現在の日本の社会・経済システムでは、経済活動の多くは企業システムによって維持されている。企業システムの典型が「株式会社」という仕組みである。ここでは、企業システムの代表として株式会社をとりあげ、その仕組みを考える（図4）。

企業システムとしての株式会社は、国家システムの影響を受ける。国家システムが外部要素として機能するのである。また、企業は独立して存在するわけではなく、個人やその他の企業と取引を行っている。原材料や製品の購入先、顧客である。とりわけ顧客の意思は企業行動に大きな影響を与えるであろう。企業システムが成立しているのは、企業の製品やサービスに対して顧客が価値を認め、購入するからである。顧客は、企業の専門的な知識やノウハウを評価し、製品やサービスの供給を委託しているのである。

しかし、これだけで株式会社という企業システムが構成されているわけでない。

株式会社を設立するには資金が必要である。法

図-4 日本の企業システム



(注) 穴戸善一(1993)の図を加筆修正。
穴戸では、経営陣、取締役会、従業員を「会社コミュニティ」と位置づけ、これに銀行、持ち合い株を含めて「広義の会社組織」としている。

律(商法)が資本金を規定しているだけでなく、現実には設備投資することだけを考えても資金が必要である。

株式会社に対する資金供給のうち、資本金などの資本勘定として基本的な部分を提供するのが株主である。資本勘定以外に、「一時的」に資金を提供する方法として金融機関の貸出、投資家の社債などがある。

株主の資金の最大の特徴は企業が存続するかぎり提供され続けることであり、残余財産に対する分配請求権を有していることである。このような資金はその他の資金を調達するに際して一種の担保として働き、リスクが大きい。このため、株主は企業の所有者とみなされている。株主は、貸出や社債での資金提供者以上に、企業システムの効率性や仕組みに注目することになる。

ところで、金融機関や投資家が資金を提供するのは、対価を期待しているからである。その対価は利息などによって直接支払われることもあろうし、それ以外の方法で間接的に支払われてもいい。しかし、何らかの方法で支払われる必要がある。

さもなければ、金融機関の貸出や社債の場合には資金の回収が殺到するだろうし、株式の場合には新たな調達に著しく困難になる。

資金以外に、株式会社という企業システムを経営し、運営する仕組み(組織と人)も必要である。経営者と従業員である。経営者は株主総会で株主の承認を得て選ばれ、経営がうまくいけば対価を受け取れる。一方、従業員は雇用契約に基づいて労働力を提供する。従業員が雇用契約を締結するのは、対価としての賃金を得るためである。

日本の場合、大企業での終身雇用制度という慣行(らしきもの)に象徴されるように、雇用契約は長期であることが多い。現実にも、労働に流動性を付与するための市場は十分に整備されておらず、終身雇用制度と表裏一体の関係にある。年功序列賃金制度や退職金・年金制度もまた、長期の雇用契約を前提とした制度である。さらにいえば、日本企業の場合、長期に在職した従業員のなかから経営者が選ばれる場合が多い。これもまた、年功序列制度の延長であろう。いずれにしても、同じ企業で長期間働かないかぎり、労働に見合った対価を得るのが困難な仕組みになっている。

ところで、株式会社という仕組みは、資金提供者と経営者が同一であることを要請しない。いわゆる所有と経営の分離である。株主は企業経営のための資金を企業経営のプロであると見込んだ者、すなわち経営者に委託する。経営者はその株主の資金を利用し、それに自己の専門的な知識とノウハウを付加して企業を経営し、経営の結果(利益)を株主に還元するのである。

企業の所有者である株主は株式を市場で売却することによって資金を回収できる。一方、企業という組織にとって、株式によって調達した資金は組織が存続するかぎり利用でき、株主が誰であるのかに依存しないのである。

しかし、所有と経営の分離という分散型の組織では、本来、株主が企業システムに期待している機能を、いつでもうまく達成できるであろうか。

所有と経営が完全に分離してしまい、経営者が自己の「富」目的に行動する場合には、株主の利益はないがしろにされかねない。そこで、株主にとって不本意な結果が生じないために、仕組みが必要となる。いわゆる株主によるコーポレート・ガバナンスである。

コーポレート・ガバナンスは経営者に対するモニターの問題でもある。モニターの観点、経営者が「株主の利益」を考慮した経営を行い、さらにそれにふさわしい結果を残しているのかどうかである。ここでの「株主の利益」とは、何も株式から直接得られる利益に限定されない。この意味で、「株式持ち合い」も成立しうる。

株主の利益が達成されているかどうかの判断を株主自身がタイムリーかつ正確に行えるためには、制度として情報の開示が必要となる。では、株主が開示資料に基づいて現在の経営を不適切（ただし不正は行われていない）と判断したときに、どのような行動を選択できるのであろうか。選択肢はいくつかある。

1つは株主総会である。現在の経営者が提案する経営方針を株主総会の場でチェックし、場合によっては反対票を投じることである。しかし、大株主でもないかぎり、株主総会でのモニターの効果は限定されている。

次に、株式市場で株式を売却することである。この方法によれば、株主は投資資金を（全額ではないかもしれないものの）とりあえず回収できる。しかも、タイムリーに回収できる。また、その他の多くの株主も同様に株式を売却して投資資金の回収を図れば、株価が下落し、現在の経営者の評判が落ちるであろうし、証券市場から新たな資金を調達することが困難になる。つまり、市場原理によって経営者に対するモニターが達成できるかもしれないのである。

もう1つは、株式以外の取引関係を利用する方法である。従来、日本のメイン・バンクが行ってきたように、企業の資金調達全般を牛耳ることが

できていて、しかも株主であるのなら、モニターは比較的容易である。要は、メイン・バンクにかぎらず、何らかの点で企業に対して優位な立場にさえあればいい。問題は、そのような優位な立場にどのようにすればなれるかである。

結局のところ、大株主でも、特別に優位な立場にもない株主にとって、モニターへの近道は市場原理に頼ることである。もちろん、市場原理が有効に作動する保証はない。しかし、市場原理に訴えられない企業システムを想定してみると、最後の手段である株主総会を用いたモニターは、一般の株主にとっては狼少年が叫ぶだけの効果しかもたないことになる。

日本では従業員の立場からのコーポレート・ガバナンスが重要だと主張される。日本の雇用契約が長期であり、賃金をはじめとする労働の対価が長期の雇用体系を前提にしているとすれば、これは当然の論点であろう。従業員の立場からすると、将来、労働の対価が支払われるかどうか、支払われるとしてもその水準がどの程度か、これらの大部分は今後の企業経営に依存しているからである。

では従業員の立場から、経営をモニターする方法があるのだろうか。かつての高度成長期にあっては、従業員のなかから経営者がかなりの割合で輩出されていたので、結果としてそれなりのモニターがなされていたことになる。

しかし、現状ではそのような状況は消滅しつつあり、モニターはきわめて困難な問題であろう。むしろ、消極的な対応策が議論されているにすぎない。すなわち、経営者の経営方針が極端に転換しないように、といったものである。たとえば企業買収が実行されると、従業員の観点から社会的な損失が発生するので望ましくないとされる。

しかし、従業員にとって必要な仕組みは、「企業買収がありませんように」というような消極的なものとは少し異なるだろう。

労働の対価（退職金、年金など）が長期契約に依存しているとしても、そのような将来の対価の

支払いを現時点で「企業が従業員に対して負っている債務」として、会計上認識できるはずである。その債務額をきっちりと計上し、従業員に帰属するものとして開示すべきであろう。

また、積極的なモニターという観点からすれば、雇用契約が見直されてもいいだろう。極端な場合、雇用に対する本来の対価がその都度支払われるという契約もありえよう。そのような契約を補完するものとして、当然、流動性の確保と適正な労働評価のために、労働市場が整備されなければならない。

以上のような会計制度や雇用契約に対する社会的抵抗と摩擦は大きいであろうが、日本経済の成長力低下と高齢化、持株会社制度による企業組織の変革、企業の海外移転などつきあわせて、一考してみる必要があるだろう。

3. 委託と受託

以上のように、社会・経済システムの基本となる国家システムと企業システムを分析してみると、共通点に気づく。浜田（1994）によれば、株式会社制度と議会制民主主義による立憲国家は同じ起源から発達したということであり、共通点があるのも当然であろう。

国家システムでは、国民は社会・経済システムに関する意思決定をみずからで行わずに、立法に委ねている。その代わりに、主に選挙という仕組みを用いて国家システムをモニターしている。意思決定の執行機関である行政に対しては、立法を用いて間接的にモニターしている。一方、国民は税金という対価を国家システムに支払っている。

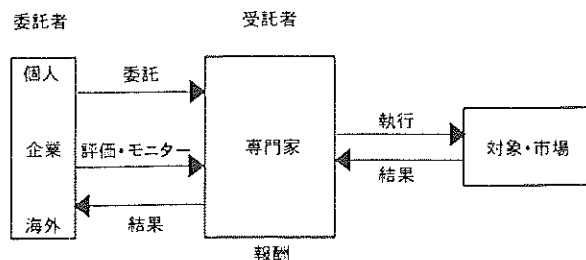
企業システムでは、企業の所有者である株主が、企業経営を経営者に委ねている。その代わりに、市場システムや株主総会という仕組みを用いて経営者をモニターしている。もちろん経営者は、経営を遂行する過程で、たとえば従業員を株主に代わってモニターすることになる。一方、株主は報

酬という対価を経営に支払っている。

なお、日本の企業システムを考える場合には、従業員の役割を重視しなければならないが、かつての企業システムを前提とすれば、経営者と従業員を一体のものとして把握することが可能であったろう。現在、このような一体性は崩れつつあると考えられるが、従業員の問題にはこれ以上深入りしない。

このように、国家システムや企業システムにあては、本来の意思決定者が具体的な意思決定を行わず、その機能を第三者に委託しているのである。第三者に委託する理由はいくつか考えられようが、重要なのは、専門家に任せの方がうまく機能するということであろう。国家（立法）や株式会社（経営者）は受託者ということになる（図5）。

図－5 委託と受託



しかし、それだけでは、受託した第三者が委託者の立場から意思決定し、機能を発揮する保証がない。そこで、モニターという仕組みと、モニターのための情報開示の仕組みが設けられることになる。さらに、モニターの結果に基づいて委託者が行動し、意思表示できる機会や場（たとえば選挙システムや市場システム）が求められる。受託者を事後的に評価する仕組みである。

また、モニターに基づいて、引き続き同じ受託者を選ぶかどうかを意思決定するための基準が明確になっていなければならない。受託者としても、そのような基準が明確であれば、委託者のニーズを把握しやすくなり、そのニーズにあった行動を選択しやすくなる。

このように、社会・経済システムがシステムとして成立し、合目的的に機能するためには、委託と受託、モニター、情報開示、モニターのための基準、および受託者が行動・意思表示する機会と場といった仕組みが、1セットで整備されていなければならない。

《参考文献》

榊原英資（1993）『文明としての日本型資本主義』
東洋経済新報社

榊原英資編（1995）『日米欧の経済・社会システム』東洋経済新報社

穴戸善一（1993）「経営者に対するモニター制度」
『日本の企業システム 1』有斐閣

浜田道代（1994）「国家・企業・家族」加藤雅信
編『現在日本の法と政治』三省堂

宮田満編著（1979）『日本の未来像』東洋経済新
報社

Jacobson, Ivar／Ericsson, Maria／Jacobson,
Agneta（1994）“The Object Advantage”
Addison-Wesley Publishing Co.

川北英隆（1995）『日本型株式市場の構造変化』
東洋経済新報社

川北英隆（1995）「従業員重視の経営、困難に」
『日本経済新聞・経済教室』1995年11月29日、
日本経済新聞社